

子ども・子育て支援新制度移行幼稚園の利用定員の設定について

1 概要

子ども・子育て支援新制度では、施設・事業者は、学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けていることを前提に、市から財政支援の対象施設・事業として「確認」を受けます。

具体的には、給付の実施主体である市は、認可を受けた特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）から、確認の申請を受け、各施設・事業の類型に従い、市の計画及び基準に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなります。

2 利用定員の設定について

特定教育・保育施設であることの確認は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第31条第1項の規定により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分（1号・2号・3号）ごとの利用定員を定めて市が行います。

3 審議会の意見聴取

法第31条第2項の規定により、市が、特定教育・保育施設の確認に当たり利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならないと定められています。

4 利用定員設定の考え方

- (1) 特定教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上です。（幼稚園は適用なし。）
- (2) 利用定員は、認定区分（1号～3号）ごと、3号認定（保育認定・満3歳未満）は0歳と1・2歳に区分して設定されます。幼稚園は1号認定のみですので、1号認定に関する認定区分を設定します。
- (3) 利用定員は、認可の定員と一致させることを基本としつつも、各施設の実状に応じて次のとおり設定します。

ア 恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定することとします。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れが可能です。

イ 恒常的な利用定員の超過については、市から施設に支払われる給付費の減算の対象となります。

5 子ども・子育て新制度幼稚園に移行する牛浜幼稚園の利用定員の設定について

平成31年4月から、市内幼稚園のうち、牛浜幼稚園が、子ども・子育て支援新制度の幼稚園に移行する予定です。それに伴い、利用定員を設定する必要があります。

(1) 牛浜幼稚園について

園名 牛浜幼稚園

所在地 福生市大字熊川960番地

設置者名 学校法人 高橋文化学園

園長名 涌井弘子

認可年月日・定員 昭和40年2月12日 285人

(2) 過去3年間の在園児数の推移について

年度	3歳児	4歳児	5歳児	合計
28年度	26	34	48	108
29年度	27	31	33	91
30年度	36	31	34	101

(3) 利用定員について

過去3年間の利用実績が105人前後を推移している状況を踏まえて、利用定員を105人と設定したいと考えます。

(4) 今後のスケジュール（予定）

平成30年10月15日 牛浜幼稚園 願書配布・説明会

11月1日～ 願書受付・入園者決定 保護者は市に支給認定申請

12月～ 保護者は幼稚園と契約・園は市に契約者リスト提出

平成31年 2月 市から保護者に支給認定決定・認定証交付

4月 市は利用者負担額決定、園に施設型給付の給付開始

園は利用者負担額徴収